

「お知らせ」

請負契約等に基づき発注企業の事業所内を就業場所とする求人をお申し込みの求人者の皆様へ

ハローワークでは、請負契約を締結し他の企業、工場等の事業所の業務を請け負う事業主の求人であって、その業務の実施場所（就業場所）が当該請負契約の発注者の事業所内にあるものを「請負求人」として区分し、求職者に必要な情報提供や適格な紹介を行うため、以下のとおり取り扱っています。

- ① 求人票の職種名の欄に（請）を表示
- ② 求人票の就業場所欄に発注者の具体的な住所及び事業所名を表示
- ③ 就業場所別、職種別に求人票を作成
- ④ 求人の受理は、就業先が確定しており、就業場所において速やかに就業可能な状況となっている場合に限定

しかし、最近、就業場所が確定していない求人を申し込む事案が多数発生し、ハローワークに利用者や企業から多くの苦情が寄せられております。

このような事案は、当該求人企業及び発注企業とされた企業の信頼を損ねるばかりではなく、求職者からの信頼にも大きく影響を及ぼすものであり、厳正な対応が求められています。

このため、これまでハローワークでは、請負求人に係る就業場所や発注企業名等については、主に求人申込書の記載内容及び口頭で確認してまいりましたが、こうした事態を解消すべく、今後は再発防止のため、求人を受け付ける際において、確定した求人（対価を払って自己のために雇用関係によって他人の労働力の提供を求めようとする）であることをより具体的に確認することとしました。

従いまして、今後、受理する請負求人に関しては、就業場所の現状等について詳細な確認を行うこととし、担当者から詳しく状況をご説明いただくほか、契約書、受注書等の確認、発注者に対する確認、必要に応じて職員による現地確認等をさせていただくことと致しました。

そのうえで、求人票に必要項目を表示しない、求人内容について必要な確認ができない又は求職者から苦情等があった場合には、当該求人の受付を保留又はお断りすることや受理した求人へ紹介を保留とさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

求職者の皆様が安心して求職活動ができるための、さらなるご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

平成19年9月28日

厚生労働省
栃木労働局
ハローワーク